

働き方改革 通信

For everyone's Smile

第4号
令和3年7月
山形県教育庁

☆学校閉庁日夏季特休取得推進について☆

令和3年1月29日教職第682号でお知らせしました、休暇を取得しやすい環境整備に向けた取組みでは、次のことをお願いしております。

8月11日(水)から8月16日(月)までの間は、自らが主催する教職員を対象とした研修、事業等を原則として実施しないこと。

8月									
7日 (土)	8日 (日) 山の日	9日 (月) 振休	10日 (火)	11日 (水)	12日 (木)	13日 (金)	14日 (土)	15日 (日)	16日 (月)

また、夏季特休は、職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合、7月から9月の期間内における勤務を要しない日及び休日を除いて、原則として連続する6日の範囲内の期間(単位:1日)とることができます。

さらに、各年度において満30歳、40歳、50歳に達する方は、リフレッシュ休暇(特別休暇)を1日単位で取得可能です。(計5日)

各年度において満35歳、満43歳、満47歳、満53歳、満56歳に達する方は、リフレッシュ年休もあります。

(取得を奨励する日数)

- ① 満35歳、満43歳に達する職員 3日
- ② 満47歳、満53歳、満56歳に達する職員 5日
- ③ 原則として連続した日数により取得する。

ある情報誌の中で、小学校の先生の言葉が載っていました。「すきま時間があるといいアイデアが浮かぶ。」この先生の言葉通り、授業づくりや仕事に関するいいアイデアは、会議や打ち合わせ、教材研究を積み重ねた後の、ちょっとした「自由な時間」に生まれることがある、と実感しています。

心身の健康の維持のために、夏季特休があります。4月からすべての教職員の皆様が、張りつめてお仕事されてきたと思います。新採1年目、2年目の先生方、また、今年度異動になって新しい職場におられる先生方は、緊張感もひとしおだったと思います。

是非、夏季休暇等を取得し、これからもいい仕事を継続していきましょう。

裏面に続きます。

○学校における働き方改革の取組み手引より

《手引事例 5-301 庄内地区特別支援学校》

- ・これまで、夏期休業中の学校閉庁日期間はなく、日番となった職員が出勤していた。そこで、夏期休業中の学校閉庁日を設け、保護者からの緊急連絡への対応は学校携帯での対応とした。学校携帯は教頭が持つこととした。
- ・PTA 総会で担任の個人携帯でのやり取りをしないことや5月大型連休時に保護者から緊急連絡がある場合は学校携帯にかけることを周知した。

《最上地区高等学校》

- ・同窓会の協力を得て過去3年間の同窓生及び地域協力者に文化祭への協力依頼。前年度までは駐車場誘導や模擬店運営に手が回りにくく、職員が多数の業務を担っていたが、同窓会及び地域有志の協力を活用することで、学校見学会に位置づける文化祭の充実を図ることができた。

○オンライン事例報告より

《米沢市：小学校》

（1）計画的年休取得の取組み

- ・年休を取得することに遠慮があったので、特にリフレッシュを目的とした年休の取得を増やす。5月の職員会議で提案・周知。「計画的年休取得（充電日）調整表（5月から7月）」を回覧し、全職員が記入。
調整表をもとに、年休を取得しリフレッシュを図る。（計画変更も可能）3か月のスパンで、第1回から第4回と計4回実施する。原則全員取得としているため、以前よりも積極的に年休を取得するようになった。

（2）行事反省用紙の共有

- ・会議時間の短縮のため（特に学期末の反省職員会議では様々な行事の反省が行われるため、長時間になることが多かった。）、教務主任が、どの行事にも使える様式の「行事反省用紙」を用意する。行事終了後すぐに教務主任が担当者に行事反省用紙を配付する。まずは担当者が反省を記入し、その後全職員に回覧・記入する。担当者に戻った反省用紙は打ち直しをせず、すぐに印刷、全職員に配布し改善策等を共有する。

《村山市立楯岡中学校》

- ・赤ペンによる採点及び手動による小問ごとの正答率等を分析していたが、コンピューターを利用しデジタル採点を行い、自動的に生徒一人一人の各小問正誤状況を一覽とし、その結果を踏まえ、学習補充等を行った。

《新庄市立新庄中学校》

- ・毎週月曜日を「部活動のない日」とし、火・木曜日を「清掃なしの日」として生徒とかかわる時間を設定した。11月から毎週木曜日は「心と体の健康増進日」として17:00退勤とした。